

証券コード 7992

2024年3月12日

電子提供措置開始日 2024年3月6日

株 主 各 位

広島県呉市天応西条二丁目1番63号

セーラー万年筆株式会社

代表取締役社長CEO 町 克哉

第111期 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご支援を賜り誠にありがとうございます。

この度の令和6年能登半島地震により被災された皆様に心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復旧・復興をお祈り申し上げます。

さて、当社第111期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご案内申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイト「第111期定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下のウェブサイトアクセスの上、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト

<https://sailor.co.jp/ir-archive/?slug=notice>



株主総会資料 掲載ウェブサイト

<https://d.sokai.jp/7992/teiiji/>



電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下のウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名（会社名）「セーラー万年筆」又は当社証券コード「7992」を入力・検索し、「基本情報」/「縦覧書類/PR情報」/「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認くださいませようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、「4. 議決権の行使についてのご案内」に従って、2024年3月26日（火曜日）午後6時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 2024年3月27日（水曜日）午前11時（受付10時～）
（開催時刻が前回と異なりますので、お間違えのないようご注意ください。）
2. 場 所 東京都港区虎ノ門四丁目1番28号
虎ノ門タワーズオフィス6階カンファレンスルーム
ご来場の際は、末尾の株主総会会場ご案内図をご参照いただき、
お間違いのないようご注意ください。
3. 目的事項
報告事項 第111期（2023年1月1日から2023年12月31日まで）事業報告、
連結計算書類、計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の
連結計算書類監査結果報告の件
決議事項
第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件
第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
4. 議決権の行使についてのご案内
(1) インターネットによる議決権行使の場合
インターネットにより議決権を行使される場合には、4ページ
「インターネットによる議決権の行使についてのご案内」をご高覧の上、2024
年3月26日（火曜日）午後6時までにご行使ください。
(2) 書面による議決権行使の場合
議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2024年3月26日（火曜日）午後6
時までにご到着するようご返送ください。
なお、各議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の表示があったものと
してお取り扱いいたします。
(3) 議決権行使の際のご留意点
書面とインターネットにより、重複して議決権を行使された場合は、インター
ネットによるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、イ
ンターネットによって複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたもの
を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

以上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては法令及び当社定款第15条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に交付する書面には記載しておりません。従って、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面は、監査報告を作成するに際し、監査等委員会及び会計監査人が監査をした対象書類の一部であります。

「業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要」

「連結株主資本等変動計算書」及び「株主資本等変動計算書」

「連結注記表」及び「個別注記表」

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前記インターネット上の当社ウェブサイト、株主総会資料 掲載ウェブサイト及び東証ウェブサイトはその旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。

インターネットによる議決権の行使についてのご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承の上、行使していただきますよう、お願い申し上げます。

1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。

議決権行使ウェブサイトアドレス <https://www.web54.net>

スマートフォンからは、議決権行使書に印刷された二次元コードを利用して、パスワード入力不要で議決権行使可能です。

2. 議決権行使のお取り扱いについて

- (1) インターネットにより議決権を行使される場合は、議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って議案の賛否をご入力ください。
- (2) 議決権の行使期限は、2024年3月26日（火曜日）午後6時までとなっておりますので、お早めのご行使をお願いいたします。
- (3) 書面とインターネットにより、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットによつて複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- (4) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

3. パスワード及び議決権行使コードのお取り扱いについて

- (1) パスワードは、議決権を行使される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱ってください。
- (2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従つてお手続きください。
- (3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

4. パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

- (1) 本サイトでの議決権行使に関するパソコンの操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート専用ダイヤル
電話 0120 (652) 031 (受付時間 9:00~21:00)

- (2) その他のご照会は、以下のお問い合わせ先をお願いいたします。

(a) 証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社あてにお問い合わせください。

(b) 証券会社に口座のない株主様（特別口座をお持ちの株主様）

三井住友信託銀行 証券代行部
電話 0120 (782) 031 (受付時間 9:00~17:00 土日休日を除く)

以上

事業報告

(2023年1月1日から
2023年12月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当期の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度（2023年1月1日～2023年12月31日）におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症による行動制限が緩和され個人消費が持ち直すなど景気は緩やかな回復基調となりました。一方で海外では、世界的な金融引き締めや地政学的リスクの上昇による景気後退懸念、為替の変動や原材料・エネルギー価格の高止まり等、依然として先行き不透明な状況が続いております。

当社グループは前期に引き続き抜本的な経営改革を目指しつつ、文具事業では万年筆・万年筆インクを軸に積極的な新製品開発と市場導入を行いました。また、ロボット機器事業では、既存顧客における機器更新需要の獲得と新規顧客の開拓に向けて積極的な販売活動を展開してまいりましたが、当連結会計年度は、売上高45億5千8百万円（前期比9.4%減）、営業損失3億4千1百万円（前期営業損失1億4千8百万円）、経常損失3億2千9百万円（前期経常損失1億4千8百万円）という結果になりました。また、減損損失11億8千3百万円計上等により、親会社株主に帰属する当期純損失が15億9百万円（前期親会社株主に帰属する当期純損失1億9千3百万円）となりました。

各セグメントの業績は次のとおりであります。

(文具事業)

文具事業につきましては、万年筆分野でデザイン性や素材加工等で付加価値度を高めた新製品群を投入してまいりましたが、昨年実施した製品価格値上げ後の販売停滞が想定より長期化し、特に国内の文具専門店やインターネット通販での万年筆定番品（普及価格帯製品群）売上が低迷しました。また、当初予定していた新製品の市場導入の遅延や海外の一部地域における在庫調整の影響もあり、売上高34億2千万円（前期比12.0%減）となりました。利益面では、金地金を中心とした原材料価格の高騰に加えて、売上減少に伴う製造原価上昇と新工場稼働後の減価償却費の増加が影響したことで、セグメント損失1億6千2百万円（前期セグメント損失3千8百万円）となりました。

(ロボット機器事業)

ロボット機器事業につきましては、国内、海外ともに製造業における機械設備の投資意欲が鈍化しており、特に前年度からの特注製造装置の受注不振が継続しました。材料・部品価格上昇の影響もあり、売上高11億3千8百万円（前期比0.5%減）、セグメント損失1億7千9百万円（前期セグメント損失1億9百万円）となりました。

当社グループは、文具事業の立て直しのため積極投資を開始いたしましたが、収益回復までには今少し時間が必要で、収益安定化のためには、なお一層の努力が必要です。従いまして、誠に遺憾ながら、当期の配当金は引き続き無配とさせていただきたくお願い申し上げます。

【連結】セグメント別売上高

(単位：百万円)

セグメント	前 期 2022. 1. 1～2022. 12. 31		当 期 2023. 1. 1～2023. 12. 31		増減率
	金 額	構成比	金 額	構成比	
文 具 事 業	3,885	77.3	3,420	75.0	△12.0
ロボット機器事業	1,144	22.7	1,138	25.0	△0.5
合 計	5,029	100.0	4,558	100.0	△9.4

② 設備投資等の状況

当期における設備投資の総額は5億6千2百万円であります。その主なものは、広島工場建設設備、万年筆製造設備その他工場設備の更新等であります。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3連結会計年度の財産及び損益の状況

区 分	第108期 2020年12月期	第109期 2021年12月期	第110期 2022年12月期	第111期 2023年12月期 (当期)
売 上 高 (百万円)	4,798	5,389	5,029	4,558
経常利益又は経常損失(△) (百万円)	△124	102	△148	△329
親会社株主に帰属する 当期純利益又は 当期純損失(△) (百万円)	△136	53	△193	△1,509
1株当たり当期純利益 又は当期純損失(△) (円)	△9.37	3.67	△8.13	△50.94
総 資 産 (百万円)	6,942	7,176	7,224	5,554
純 資 産 (百万円)	2,049	2,110	3,929	2,396
1株当たり純資産額 (円)	140.31	144.27	132.34	80.59

(3) 対処すべき課題

新型コロナウイルス感染症による経済への影響は収束に向かっており、国内では経済活動の緩やかな回復に加え、円安傾向での為替推移と相まってインバウンド需要の回復が期待されます。一方、今後も原材料価格やエネルギー価格、電力価格の上昇、米国経済のインフレリスクや地政学的リスクへの懸念は継続することから、今後の経済状況に関しては、先行き警戒感が拭えない状態で推移するものと思われまます。このような景気変動の可能性を認識しつつ、当社では社会状況の変化に適応し、特に製品競争力の強化と販売方法・販売ルートの本格的な改革を実行することで、業績の回復に取り組んでまいります。

なお、当社は、当社現況の変化と社会情勢の変化に対応するため、2022年2月に見直しを発表した中期経営計画（2022年から2024年まで）を変更して、新たに中期経営計画（2024年から2026年まで）を策定し2024年3月5日付で発表いたしました。

(文具事業)

文具事業の中核を担う万年筆及び万年筆インクは、国内・海外共に新型コロナウイルス感染症の発生後も継続的な販売伸長を遂げてきました。当連結会計年度においては万年筆の販売が停滞しましたが、創業時から培ってきた万年筆分野の強みを核とする事業推進を本格化した2018年以降、文具事業の売上に占める万年筆の比率は約二倍の水準に高まっています。特に、海外では未だ売上伸長余地は大きく、今後も国内外での販売拡大を志向してまいります。

製品面では、マーケティング力強化により顧客ニーズ理解に努め、付加価値の高い製品群の拡充を通じて利益率向上を図るとともに、万年筆ユーザー拡大へとつながる施策を通じて市場拡大にも努めてまいります。

これまでの課題であった万年筆の製造面では、広島工場の新棟完成で製造能力が大幅に増強されつつあり、この製造基盤を活用した事業の拡大を実現すべく、国内外におけるさらなるブランドの強化に加えて、新しい販売方法の開発を含めた販売体制の変革についても取り組みを加速してまいります。

(ロボット機器事業)

ロボット機器事業につきましては、動作精度や耐久性で高い評価を得てきた取出機の製品競争力強化に努め、IoTを活用したスマートファクトリー化の提案等、顧客企業における関連工程の機器ソリューションに包括的に対応する体制の構築に取り組んでおります。この変革を通じ、既存顧客のみならず様々な業界で新規顧客の開拓を目指しており、特に海外では今後も製造業の生産能力の増強傾向が期待されることから、新興国市場を始めとした各地域において、製品と販売体制の両面で顧客の生産性と品質の安定性向上に貢献してまいります。なお、当期において販売が伸び悩んだ特注製造装置に関しては、年度の後半で受注が回復傾向にあることから来期での売上回復を見込んでおり、上述の変革と併せて業績の回復を図ってまいります。

株主の皆様には大変ご心配をおかけしておりますが、当社グループは、更なる業績向上及び企業価値の増大を達成し、早期の復配を目指してまいりますので、引き続きご支援を賜りますようお願い申し上げます。

なお、2024年1月1日に発生いたしました令和6年能登半島地震では、一部お取引先様において建物被害等があったものの、当社従業員の人的被害はなく、業績への影響は軽微であります。

(4) 重要な親会社及び子会社の状況 (2023年12月31日現在)

① 親会社の状況

ア. 親会社との関係

当社の親会社はプラス株式会社であり、当社の株式を17,137,593株（持株比率57.81%）保有しております。当社と同社との間には、製品の販売及び同社製品の購入等の取引関係があります。また、同社からは当社に必要な人員を出向の形で受け入れるとともに、当社の東京本社、青梅工場の一部を賃貸借しております。

親会社と締結している重要な財務及び事業の方針に関する契約等の内容の概要としては、当社の上場会社としての独立した意思決定を確保すること、並びにプラスグループ全体の内部統制システムの実効性確保・向上を目的として、事前協議事項や報告事項等を取り決めた経営管理契約を締結しております。また、プラス株式会社の子会社であるコーラス株式会社（当社の兄弟会社）との間で、国内文具営業の業務委託契約を締結しております。

イ. 親会社との間の取引に関する事項

(ア) 取引等をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項

当社は親会社との間で取引を行っておりますが、当該取引を行うにあたっては、少数株主の保護のため、当該取引の必要性及び取引条件が第三者との通常の取引と著しく相違しないこと等に留意し、独立企業間の取引として、公正かつ適正に決定しております。

(イ) 取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由

親会社との取引は、当社社内規定に基づき、親会社から独立して最終的な意思決定を行っており、当社の利益を害することはないと当社取締役会は判断しております。

(ウ) 取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の社外取締役の意見 該当事項はありません。

② 子会社の状況

会 社 名	資 本 金	出資比率	主要な事業内容
	千THB	%	
THE SAILOR (THAILAND) CO., LTD.	6,000	100.0	ロボット機器の販売
	€	%	
Sailor Pen Europe SAS	7,500	70.0	筆記具の販売

(5) 主要な事業内容 (2023年12月31日現在)

当社グループは筆記具を主体とした文具類及びロボット機器の製造販売を行っております。具体的な内容は次のとおりであります。

文具事業

万年筆、ボールペン、シャープペンシル、ふでペン、マーキングペン、インク、修正ペン、ギフト雑貨用品等

ロボット機器事業

- ①プラスチック射出成形機用自動取出口ロボット
- ②プラスチック射出成形品等の自動組立、包装装置
- ③その他 (半導体、金属プレスのハンドリングロボット等)

(6) 主要な営業所及び工場 (2023年12月31日現在)

当 社	本 店	広島県呉市天応西条二丁目1番63号
	本 社	東京都港区虎ノ門四丁目1番28号
	事業所	東京都港区、東京都青梅市、大阪府大阪市
	工 場	東京都青梅市、広島県呉市
THE SAILOR (THAILAND) CO., LTD.	本 社	タイ バンコク
Sailor Pen Europe SAS	本 社	フランス Montroy市

(7) 従業員の状況 (2023年12月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

セグメントの名称	従 業 員 数	前連結会計年度末比増減
文 具 事 業	120(112)名	11(△6)名
ロボット機器事業	72(13)名	1(1)名
全 社 (共 通)	20(4)名	1(-)名
合 計	212(129)名	13(△5)名

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、パート及び時給制契約社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

2. 全社 (共通) として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

② 当社の従業員の状況

従 業 員 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
201(128)名	12(△5)名	41.8歳	15.9年

(注) 従業員数は就業人員であり、パート及び時給制契約社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2023年12月31日現在)

借入先	借入額
株式会社りそな銀行	449百万円
株式会社みずほ銀行	412百万円
株式会社広島銀行	262百万円
株式会社香川銀行	200百万円
株式会社三菱UFJ銀行	150百万円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2023年12月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 50,000,000株
- ② 発行済株式の総数 29,659,554株 (自己株式16,061株を含む。)
- ③ 株主数 9,499名
- ④ 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
プラズ株式会社	17,137,593	57.81%
山中中央銀行	400,000	1.35
セーラー万年筆取引先持株会	394,314	1.33
村山信也	263,700	0.89
E H 株式会社	237,700	0.80
松井証券株式会社	206,700	0.70
宮本敏治	177,200	0.60
小松原俊哉	139,300	0.47
上田八木短資株式会社	138,400	0.47
株式会社りそな銀行	137,460	0.46

(注) 持株比率は自己株式 (16,061株) を控除して計算しております。

(2) 会社の新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状況

①取締役の状況 (2023年12月31日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	町 克 哉	CEO(最高経営責任者)
常 務 取 締 役	中 田 尚 邦	CTO(最高技術責任者) COO(ロボット機器事業最高責任者)
取 締 役	米 澤 章 正	広島工場建設 物流部門改革責任者
取 締 役	佐 山 嘉 一	コーラス株式会社取締役 国内営業責任者
取 締 役	木 村 孝	管理本部長
取 締 役 (監査等委員・常勤)	中 澤 俊 勝	公益社団法人全国有料老人ホーム協会理事長
取 締 役 (監査等委員)	榊 正 壽	東北大学会計大学院教授 榊公認会計士事務所所長 一般社団法人自律分散社会フォーラム監事 株式会社eumo社外取締役 京都大学イノベーションキャピタル株式会社社外監査役 株式会社フージャースホールディングス社外監査役 JICキャピタル株式会社 監査役
取 締 役 (監査等委員)	熊 王 斉 子	島村法律会計事務所パートナー弁護士 株式会社コロワイド社外取締役監査等委員 Hamee株式会社社外取締役監査等委員 株式会社明光ネットワークジャパン社外取締役監査等委員

- (注) 1. 取締役(監査等委員)中澤俊勝氏、榊正壽氏及び熊王斉子氏は、社外取締役であります。当社は、3氏を東京証券取引所が定める独立役員として同取引所に届け出ております。
2. 取締役(監査等委員)榊正壽氏は、公認会計士として、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。また、取締役(監査等委員)熊王斉子氏は弁護士として、会社法務に関する豊富な知識・経験を社外取締役としての適切な監査に生かしていただいております。
3. 監査等委員会の監査・監督機能を強化するため、取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの情報収集及び重要な社内会議における情報共有並びに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能とすべく、中澤俊勝氏を社外取締役(監査等委員・常勤)として選定しております。
4. 2023年3月29日開催の第110期定時株主総会終結の時をもって、比佐泰氏は取締役を退任いたしました。
5. 当事業年度中に辞任した者は以下のとおりであります。

辞任時の会社における地位	氏名	辞任時の担当及び重要な兼職の状況	辞任日
専務取締役	末谷 元	CSO COO(文具事業)	2023年12月28日

6. 当社と各取締役(監査等委員)は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

7. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる職務執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。当社においては、取締役全員が当該保険契約の被保険者になっており、被保険者は保険料を負担しておりません。なお、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
8. 2024年1月1日をもって、会社における地位、担当及び重要な兼職の状況が以下のとおり変更となりました。

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
取締役	米澤 章正	総務人事責任者
取締役	佐山 嘉一	国内営業責任者

②取締役の報酬等

イ. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は取締役の個人別の報酬の額またはその算定方法に係る方針を取締役会の決議により定めております。決定方針では、各取締役への報酬は、業績連動報酬・非金銭報酬等はなく固定報酬のみとしております。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

各取締役への支給額は、当社の業績及び各取締役の責任や役割を勘案して代表取締役社長が原案を作成し、取締役会において決定することとしております。

ロ. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）、取締役（監査等委員）に支払った報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取 締 役	74百万円	74百万円	—	—	7
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	10百万円 (10百万円)	10百万円 (10百万円)	— (—)	— (—)	3 (3)
合計 (うち社外取締役)	84百万円 (10百万円)	84百万円 (10百万円)	— (—)	— (—)	10 (3)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、2023年3月27日開催の第110期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名、及び2023年12月28日付で辞任した取締役1名の在任中の報酬等の額が含まれております。
2. 取締役の報酬限度額は、2016年3月29日開催の第103期定時株主総会決議において年額100百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。なお、当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は4名であります。
3. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2016年3月29日開催の第103期定時株主総会決議において年額24百万円以内と決議いただいております。なお、当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は3名であります。

③社外役員に関する事項

イ. 重要な兼職先である法人等と当社との関係

氏名	兼職先	兼職の内容	兼職先と当社との関係
中澤 俊勝	公益社団法人 全国有料老人ホーム協会	理事長	当社との取引関係はありません。
榎 正壽	榎公認会計士事務所	所長	当社との取引関係はありません。
	東北大学会計大学院	教授	当社との取引関係はありません。
	一般社団法人 自律分散社会フォーラム	監事	当社との取引関係はありません。
	株式会社 e u m o	社外取締役	当社との取引関係はありません。
	京都大学イノベーション キャピタル株式会社	社外監査役	当社との取引関係はありません。
	株式会社フージャース ホールディングス	社外監査役	当社との取引関係はありません。
	JICキャピタル株式会社	監査役	当社との取引関係はありません。
熊王 斉子	島村法律会計事務所	パートナー弁護士	兼職先である法律事務所から各種 法律的助言を受けております。
	株式会社コロワイド	社外取締役 (監査等委員)	当社との取引関係はありません。
	Hamee株式会社	社外取締役 (監査等委員)	当社との取引関係はありません。
	株式会社明光ネットワー クジャパン	社外取締役 (監査等委員)	当社との取引関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	出席状況、主な活動状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取 締 役 (監査等委員) (社 外)	中澤 俊勝	当事業年度開催の取締役会15回の全て、及び監査等委員会8回全てに出席しております。常勤の監査等委員である取締役として、取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの情報収集、重要な社内会議における情報共有、並びに内部監査部門と監査等委員会との連携を行い、企業経営者としての知識と経験を活かした適切な助言・発言を行っております。
取 締 役 (監査等委員) (社 外)	榎 正壽	当事業年度開催の取締役会15回の全て、及び監査等委員会8回全てに出席しております。公認会計士としての専門的見地から、意思決定の妥当性、適正性を確保するための発言を行っております。
取 締 役 (監査等委員) (社 外)	熊王 斉子	当事業年度開催の取締役会15回の全て、及び監査等委員会8回全てに出席しております。弁護士としての知識・経験を活かした助言・発言を行っております。

3. 会計監査人の状況

①会計監査人の名称

監査法人日本橋事務所

②会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	19百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	19百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて確認し検討を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について、会社法第399条第1項の同意をいたしました。

③非監査業務の内容

該当事項はありません。

④会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員会は、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任理由を報告いたします。

また、会計監査人が適正に監査を遂行することが困難であると認められるときは、監査等委員会は株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

連結貸借対照表

(2023年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	3,673,120	流 動 負 債	2,003,244
現金及び預金	656,094	支払手形及び買掛金	516,764
受取手形、売掛金及び契約資産	1,057,267	短期借入金	1,100,000
商品及び製品	685,034	1年内返済予定の長期借入金	100,008
仕掛品	336,169	リース債務	11,549
原材料及び貯蔵品	845,622	未払法人税等	40,301
その他	96,931	賞与引当金	13,517
貸倒引当金	△3,999	その他	221,103
固 定 資 産	1,881,233	固 定 負 債	1,154,590
有 形 固 定 資 産	1,768,728	長期借入金	274,982
建物及び構築物	730,678	リース債務	43,153
機械装置及び運搬具	127,642	再評価に係る繰延税金負債	224,976
土地	747,330	退職給付に係る負債	572,359
リース資産	45,735	製品自主回収関連損失引当金	5,044
建設仮勘定	63,539	資産除去債務	23,100
その他	53,802	その他	10,975
無 形 固 定 資 産	26,172	負 債 合 計	3,157,834
投 資 そ の 他 の 資 産	86,332	純 資 産 の 部	
投資有価証券	11,760	株 主 資 本	1,845,305
その他	74,572	資 本 金	4,653,573
資 産 合 計	5,554,354	資 本 剰 余 金	3,022,268
		利 益 剰 余 金	△5,809,361
		自 己 株 式	△21,174
		その他の包括利益累計額	543,797
		その他有価証券評価差額金	△2,419
		土地再評価差額金	513,621
		為替換算調整勘定	32,595
		非支配株主持分	7,416
		純 資 産 合 計	2,396,519
		負 債 純 資 産 合 計	5,554,354

連結損益計算書

(2023年1月1日から
2023年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	4,558,655
売上原価	3,265,824
売上総利益	1,292,830
販売費及び一般管理費	1,634,486
営業損失	341,655
営業外収益	35,890
受取利息	121
受取配当金	683
為替差益	6,444
持分法による投資利益	2,515
受取賃貸料	16,529
その他	9,595
営業外費用	23,798
支払利息	18,178
コミットメントフィー	2,380
その他	3,239
経常損失	329,563
特別利益	—
特別損失	1,198,767
固定資産除却損	13,878
減損損失	1,183,562
関係会社株式売却損	1,327
税金等調整前当期純損失	1,528,331
法人税、住民税及び事業税	15,870
法人税等調整額	△34,212
法人税等合計	△18,342
当期純損失	1,509,989
非支配株主に帰属する当期純損失	8
親会社株主に帰属する当期純損失	1,509,981

貸借対照表

(2023年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	3,521,083	流 動 負 債	2,005,916
現金及び預金	510,886	支払手形	362,957
受取手形	354,907	買掛金	160,316
売掛金	748,905	短期借入金	1,100,000
商品及び製品	653,167	1年内返済予定の長期借入金	100,008
仕掛品	336,169	リース債務	11,549
原材料及び貯蔵品	828,448	未払金	131,258
前払費用	22,260	未払法人税等	40,122
未収入金	58,980	賞与引当金	13,517
その他	11,591	その他	86,187
貸倒引当金	△4,233	固 定 負 債	1,149,456
固 定 資 産	1,920,007	長期借入金	274,982
有 形 固 定 資 産	1,767,554	リース債務	43,153
建物	730,678	再評価に係る繰延税金負債	224,976
機械及び装置	127,642	退職給付引当金	567,225
工具、器具及び備品	52,628	製品自主回収関連損失引当金	5,044
土地	747,330	資産除去債務	23,100
リース資産	45,735	その他	10,975
建設仮勘定	63,539	負 債 合 計	3,155,373
無 形 固 定 資 産	25,615	純 資 産 の 部	
ソフトウェア	25,615	株 主 資 本	1,774,515
投資その他の資産	126,837	資 本 金	4,653,573
投資有価証券	11,760	資 本 剰 余 金	3,022,268
関係会社株式	40,843	資 本 準 備 金	2,653,573
差入保証金	73,022	その他資本剰余金	368,695
その他	1,210	利 益 剰 余 金	△5,880,152
		その他利益剰余金	△5,880,152
		繰越利益剰余金	△5,880,152
		自 己 株 式	△21,174
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	511,201
		その他有価証券評価差額金	△2,419
		土地再評価差額金	513,621
資 産 合 計	5,441,090	純 資 産 合 計	2,285,717
		負 債 純 資 産 合 計	5,441,090

損 益 計 算 書

(2023年1月1日から)
(2023年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	4,429,450
売 上 原 価	3,232,447
売 上 総 利 益	1,197,003
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	1,544,081
営 業 損 失	347,078
営 業 外 収 益	31,513
受 取 利 息 及 び 受 取 配 当 金	693
為 替 差 益	6,616
受 取 賃 貸 料	16,529
そ の 他	7,673
営 業 外 費 用	20,847
支 払 利 息	18,178
コ ミ ッ ト メ ン ト フ ィ ー	2,380
そ の 他	289
経 常 損 失	336,412
特 別 利 益	39,030
関 係 会 社 株 式 売 却 益	39,030
特 別 損 失	1,185,489
固 定 資 産 除 却 損	13,878
減 損 損 失	1,171,611
税 引 前 当 期 純 損 失	1,482,872
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	15,870
法 人 税 等 調 整 額	△34,212
法 人 税 等 合 計	△18,342
当 期 純 損 失	1,464,530

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年2月27日

セーラー万年筆株式会社
取締役会 御中

監査法人 日本橋事務所
東京都中央区

指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士	千 保	有 之
指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士	遠 藤	洋 一
指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士	新 藤	弘 一

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、セーラー万年筆株式会社の2023年1月1日から2023年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、セーラー万年筆株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払う

ことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企

業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年2月27日

セーラー万年筆株式会社

取締役会 御中

監査法人 日本橋事務所

東京都中央区

指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	千 保	有 之
指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	遠 藤	洋 一
指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	新 藤	弘 一

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、セーラー万年筆株式会社の2023年1月1日から2023年12月31日までの第111期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると

判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められ

る企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2023年1月1日から2023年12月31日までの第111期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（会社の内部統制に係る体制全般）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及びその理由親会社等との間の取引については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及び理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人日本橋事務所の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人日本橋事務所の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年2月29日

セーラー万年筆株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 中澤俊勝

監査等委員 榊正壽

監査等委員 熊王斉子

(注) 監査等委員中澤俊勝、榊正壽及び熊王斉子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

以上

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

補欠の監査等委員である取締役に関する規定の新設

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役に関する規定を新設して、補欠の監査等委員である取締役の選任決議の有効期限を定めるものです。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
第1条～第18条 (条文省略)	第1条～第18条 (現行どおり)
(取締役の選任) 第19条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会で選任する。 ②前項の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 ③取締役の選任については累積投票によらない。	(取締役の選任) 第19条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会で選任する。 ②前項の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 ③取締役の選任については累積投票によらない。
<新設>	④法令または定款に定める <u>監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。</u>
<新設>	⑤ <u>補欠の監査等委員である取締役の選任決議の定足数及び投票は、第19条第2項及び3項の規定を準用する。</u>
<新設>	⑥ <u>補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、選任後最初に開催される定時株主総会の開始の時までの間とする。</u>
第20条～第35条 (条文省略)	第20条～第35条 (現行どおり)

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

本總會終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）5名全員が任期満了となります。

つきましては、新任取締役2名を加え、取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
1	町 克哉 (1958年12月22日)	1982年4月 当社入社 1996年5月 文具事業部 中四国支店 支店長 1998年3月 管理部 経理担当課長 2000年8月 ロボット機器事業部 経理課長 2013年9月 執行役員 ロボット機器事業部長代行 2014年3月 取締役 兼 上級執行役員 ロボット機器事業部長 2016年3月 専務取締役 兼 ロボット機器事業部長 2022年3月 代表取締役社長 2022年9月 代表取締役社長CEO(現任)	338百株
<p>取締役候補者とした理由</p> <p>町克哉氏は、文具事業の販売支店長を経てロボット機器事業の総務部門に着任し、2014年に取締役ロボット機器事業部長に就任しました。就任後はロボット機器事業の販売・製造両面において適切な指導・監督を実施し、ロボット機器事業の収益改善を実現しました。2022年に代表取締役社長就任後は、プラスグループ各社との業務提携強化を図りながら、事業の選択と集中を推し進めております。当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るとともにグループ全体を監督する適切な人材と判断し、取締役候補者いたしました。</p>			
2	木村 孝 (1965年2月7日)	1987年4月 当社入社 2010年5月 文具事業部 天応工場 生産課長 2016年4月 文具事業部 天応工場 技術部 次長 2017年12月 文具事業部 天応工場長 2018年3月 執行役員 文具事業部 天応工場長 2021年5月 執行役員 本社管理部長 2022年9月 執行役員 管理本部長 2023年3月 取締役 管理本部長(現任)	84百株
<p>取締役候補者とした理由</p> <p>木村孝氏は、当社入社後、文具事業の技術・生産管理部門に従事し、2017年より当社天応工場（現広島工場）の工場長を務めるなど、文具事業の生産部門を担ってまいりました。2021年に執行役員本社管理部長就任後は、資金調達や人事制度改革、社内規程の整備などに尽力しております。今後も当社の中長期的な企業価値の向上を図るとともにグループ全体を監督する適切な人材と判断し、取締役候補者いたしました。</p> <p>なお、木村孝氏は、本議案可決の場合、常務取締役就任を予定しております。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 地 位、 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する 当社の 株式数
3	よねざわ あきまさ 米澤 章正 (1962年12月7日)	1985年4月 当社入社 2006年5月 文具事業部 天応工場 技術部門 開発技術課長 2011年5月 文具事業部 購買部 次長 2014年4月 文具事業部 天応工場長(部長) 2015年3月 取締役 兼 上級執行役員 文具事業部 天応工場長 2016年3月 取締役 兼 文具事業部 天応工場長 2017年12月 取締役 兼 管理部長 2021年5月 取締役 製品開発本部 副本部長 兼 広島工場長 2022年9月 取締役 広島工場建設・物流部門改革責任者 2024年1月 取締役 総務人事責任者(現任)	345百株
取締役候補者とした理由 米澤章正氏は、技術者として文具部門の製造設備新設・改良業務に携わり、2014年に文具事業部天応工場（現広島工場）の工場長に就任し、製造責任者として工場の適切な管理・監督を行い生産の効率化に邁進しました。2017年からは取締役管理部長として会社全体の管理・監督業務に取り組み、2021年からは広島工場長として新工場棟建設の中心的な役割を果たしております。2022年からは物流改革、2024年からは全社の総務人事部門の強化に取り組んでおり、今後も当社における中長期的な企業価値の向上を図るために適切な人材と判断し、取締役候補者いたしました。			
4	さやま よしかず 佐山 嘉一 (1965年3月22日)	1987年4月 当社入社 2007年5月 文具事業部 販売本部 販促担当課長 2011年5月 文具事業部 販売本部 企画部 次長 2012年5月 文具事業部 販売本部 九州支店長 2017年3月 執行役員 文具事業部 販売本部長 2018年3月 取締役 兼 文具事業部長 2019年8月 取締役 兼 文具事業部 営業本部長 2020年7月 取締役 兼 文具事業部長付 兼 コーラス株式会社取締役 2022年9月 取締役 兼 国内営業責任者 兼 コーラス株式会社取締役 2024年1月 取締役 兼 国内営業責任者 兼 コーラス株式会社非常勤取締役(現任)	272百株
取締役候補者とした理由 佐山嘉一氏は、文具事業の販売企画・販売部門に従事し、文具事業における豊富な経験・知見を有しております。2018年には取締役文具事業部長に就任し、文具事業の立て直しに邁進しております。2020年には、コーラス株式会社へ文具営業の業務委託が開始された際に、同社取締役も兼任いたしました。2024年からは、コーラス株式会社の非常勤取締役として、国内販売におけるセーラーの営業力強化に取り組んでおり、今後も当社とコーラス株式会社の意思疎通を図りながら持続的成長と企業価値の向上に資する適切な人材と判断し、取締役候補者いたしました。			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
5	※ たむら こう 田村 光 (1965年1月5日)	1988年3月 プラス株式会社入社 2011年5月 PSCマーケティング本部 マーケティング統括部 部長 2012年5月 同社マーケティング統括本部 第二製品事業部 事業部長(副本部長) 兼 応用開発部 部長 2016年4月 同社海外営業統括本部 新規事業推進室 室長(本部長) 兼 海外営業サポート部 部長 2018年1月 同社CCD推進室 室長(本部長) 2019年1月 同社執行役員 商品開発センター センター長(本部長) 兼 商品企画2部 部長 兼 CCD推進室 室長(本部長) 2019年8月 当社出向 執行役員 文具事業部経営企画本部 商品開発部長 2024年1月 当社出向 執行役員 開発本部長 兼 経営戦略室長(現任)	-
取締役候補者とした理由 田村光氏は、プラスステーションリーカンパニーの執行役員として会社経営・組織運営に関する豊富な経験・知見を有しております。2019年に当社執行役員就任後も文具事業の商品開発部長として、文具事業の新製品等の企画開発に積極的に取り組んでおります。2024年からは経営戦略の改革に着手しており、今後も当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るとともにグループ全体を監督する適切な人材と判断し、取締役候補者いたしました。			
6	※ わだ なおき 和田 直樹 (1966年12月12日)	1989年4月 ペンてる株式会社入社 2010年2月 同社マーキング製造2課長 2011年6月 同社マーキングプロフィットセンター長(次長) 2012年1月 同社画材製造部 副部長 2013年6月 台湾ペンてる出向(工場長) 2018年10月 ペンてる株式会社画材企画開発部長 2020年3月 同社茨城工場長 2021年6月 同社執行役員 茨城工場長 2023年6月 当社出向 執行役員 製造本部長(現任)	-
取締役候補者とした理由 和田直樹氏は、ペンてる株式会社の執行役員として、会社経営・組織運営に関する豊富な経験を有し、特に、工場運営などの製造について多くの実績と知見を有しております。当社においても製造本部長として、主に文具事業の広島工場を中心に製造全般の改革に積極的に取り組んでおります。今後も当社の事業改革と中長期的な企業価値の向上に取り組む、製造全体を監督する適切な人材と判断し、取締役候補者いたしました。			

- (注) 1. ※印は新任の取締役候補者であります。
2. 佐山嘉一氏を除く各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 佐山嘉一氏は、コーラス株式会社の非常勤取締役を兼任しており、当社は同社に文具営業業務を委託しております。なお、同社はプラス株式会社の子会社であります。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる職務執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。当該保険契約の被保険者は取締役全員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。なお、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

本総会終結の時をもって、監査等委員である取締役3名全員が任期満了となります。

つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
1	なかざわ としかつ 中澤 俊勝 (1955年9月24日)	1980年4月 当社入社 1990年3月 住友林業株式会社入社 2011年4月 スミリンフィルケア株式会社代表取締役社長 2018年6月 公益社団法人全国有料老人ホーム協会理事長(現任) 2022年3月 当社取締役 常勤監査等委員(現任)	32百株
選任理由及び期待される役割の概要 中澤俊勝氏は、企業経営者として豊富な経験を有し、更に行政書士として法務関係にも深い見識を持たれております。当社への勤務経験もあり当社企業風土に関して一定の理解を有しております。企業経営者としての知識と経験を活かし、当社の業務執行に対して適切な助言をいただくことを期待して、監査等委員である取締役候補者といたしました。			
2	さかき まさとし 榊 正壽 (1961年1月2日)	1988年10月 太田昭和監査法人(現EY新日本有限責任監査法人)入所 2008年8月 同社常務理事 2011年7月 EYビジネスイニシアティブ株式会社取締役C00 2017年3月 一般社団法人自律分散社会フォーラム監事(現任) 2019年7月 榊公認会計士事務所所長(現任) 2019年7月 株式会社eumo社外取締役(現任) 2019年10月 京都大学イノベーションキャピタル株式会社社外監査役(現任) 2020年3月 当社取締役 監査等委員(現任) 2020年4月 東北大学会計大学院教授(現任) 2021年6月 株式会社フージャースホールディングス社外監査役(現任) 2022年6月 JICキャピタル株式会社 監査役(現任)	—
選任理由及び期待される役割の概要 榊正壽氏は、東北大学会計大学院において監査制度担当の教授として勤務されており、また、公認会計士としての高い専門性と豊富な経験を有し、多くの上場企業の監査に関与した経験を有しております。監査等委員である社外取締役として、独立した立場から取締役の職務執行を監査・監督いただき、広い視野に立って当社の経営全般について監査・監督いただくことを期待して、監査等委員である取締役候補者といたしました。			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
3	くまおう さいこ 熊王 斉子 (1970年2月27日)	2017年12月 弁護士登録 2017年12月 弁護士法人リーガルプラス入社 2018年6月 島村法律会計事務所入所(現任) 2020年3月 当社取締役 監査等委員(現任) 2021年6月 株式会社コロワイド社外取締役 監査等委員(現任) 2022年7月 Hamee株式会社社外取締役 監査等委員(現任) 2022年11月 株式会社明光ネットワークジャパン 社外取締役 監査等委員(現任)	—
<p>選任理由及び期待される役割の概要</p> <p>熊王斉子氏は、企業経営に関与した経験はありませんが、一般企業に勤務しながら弁護士資格を取得され、企業実務に明るく、かつ、企業法務の専門的知識を有しております。当社の業務執行に関する意思決定において妥当性及び適正性の見地から適切な提言をいただくことを期待して監査等委員である社外取締役候補者といたしました。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 中澤俊勝氏、榊正壽氏及び熊王斉子氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当社は、中澤俊勝氏、榊正壽氏、熊王斉子氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。なお、諸氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
4. 当社は、中澤俊勝氏、榊正壽氏、熊王斉子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届出ております。なお、諸氏の再任が承認された場合には、引き続き諸氏を独立役員とする予定であります。
5. 中澤俊勝氏、榊正壽氏、熊王斉子氏は、現在、当社の社外取締役であります。在任期間は、本総会終結の時をもって、中澤俊勝氏が2年、榊正壽氏、熊王斉子氏が4年となります。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告に記載のとおりであります。各候補者の再任が承認されますと、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

本議案の効力は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること及び同議案の決議による定款変更の効力を生じることを条件として生じるものといたします。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
はせがわ やよい 長谷川 弥生 (1975年3月19日)	2017年12月 弁護士登録 2017年12月 東京中央法律事務所入所(現任)	—
<p>選任理由及び期待される役割の概要</p> <p>長谷川弥生氏は、弁護士として一般民事・家事事件・刑事事件の各領域に携わり、法律相談から訴訟対応まで豊富な経験を有しております。特に民事事件では、労使双方から、労働事件の相談を数多く受けており、労務管理上のリスク対応に長けております。企業法務については、顧問先のコンプライアンス徹底、ガバナンス強化に取り組み、予防法務を意識した契約書レビューを日常的に行っており、東京商工会議所で中小企業からの法律相談も受けております。</p> <p>過去に社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与した経験はありませんが、幅広い年齢層、バックグラウンドの異なる多様な方から相談・依頼を受けてきたことにより培われたバランス感覚・対応力・法的リスク管理能力を生かしていただくことを期待して補欠の監査等委員である取締役候補者といたしました。</p>		

(注) 1. 長谷川弥生氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 長谷川弥生氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。

3. 当社は、長谷川弥生氏の選任が承認され監査等委員である取締役に就任した場合は、長谷川弥生氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、法令が定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。

4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告に記載のとおりであります。候補者の選任が承認され、監査等委員である取締役に就任した場合には、候補者は新たに当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

以上

【ご参考】取締役のスキルマトリックス

本株主総会において、各取締役候補者が選任された場合のスキルマトリックスは、以下のとおりであります。

	企業経営	マーケティング・営業	製造・品質	技術・研究開発	財務・会計	人事・労務・人材開発	法務・リスクマネジメント	サステナビリティ	グローバルビジネス	IT・デジタル
町 克哉	◎	○	○		○	○		○	○	
木村 孝	○		◎	◎	○	○				○
米澤 章正	○	○	◎	◎	○	○	○			
佐山 嘉一	○	◎	○	○						
田村 光	○	◎	○	○				○	○	○
和田 直樹	○		◎	◎		○	○	○	◎	○
※ 中澤 俊勝	◎	◎					○			
※ 榑 正壽					◎			○	○	○
※ 熊王 斉子							◎	○		○

※は、監査等委員である取締役であります。

株主総会会場ご案内図

会 場 虎ノ門タワーズオフィス 6階カンファレンスルーム
東京都港区虎ノ門四丁目 1番28号

至日比谷・銀座



至中目黒

交 通 地下鉄日比谷線 神谷町駅 虎ノ門方面 (4a・4b) 改札
改札を出て左方向へ進み、突き当たりの神谷町MTビル出口エスカレーターを上がり地上へ出ます。左方面に坂を上がり徒歩約4分「すき家」手前の通路を入り、エスカレーターを上がるとビル玄関があります。
会場は6階になります。セーラー万年筆(株)連絡先：03-6670-6601
虎ノ門タワーズオフィスホームページのアクセスページもご参照ください。

PC : <https://toranomontowers-office.jp/access/>

スマートフォン：「虎ノ門タワーズオフィス」と検索

(お願い)

駐車スペースがございませんので、当日のお車でのお越しはご遠慮くださいますようお願い申し上げます。